

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第十四号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）の施行並びに広島県手数料条例（平成二年広島県条例第五号。以下「手数料条例」という。）第四条の規定に基づく免除及び手数料条例別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項に規定する構造計算適合判定対象建築物の用途に關し必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第二条 省令第二条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 登録住宅型式性能認定等機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第四十四条第三項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が行う住宅型式性能認定（品確法第三十一条第一項に規定する住宅型式性能認定をいい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号。以下「品確法施行規則」という。）第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し
- 二 住宅である認証型式住宅部分等（品確法第四十条第一項に規定する認証型式住宅部分等をいう。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書（品確法施行規則第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認定書をいう。以下同じ。）の写し
- 三 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）第三に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、登録試験機関（品確法第五十九条第一項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。）が行う特別評価方法認定（品確法第五十八条第一項に規定する特別評価方法認定をいう。）のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に

関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもつてこれに代えることができる。）

四 住宅が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等（以下「地区計画等」という。）又は景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）に適合する旨の証明書の写し又はこれらに適合していることを証する書類及び第四条第三号イからホまでに掲げる区域外又は地区外に住宅を建築するか否かについて確認できる書類

（所管行政庁が不要と認める図書）

第三条 省令第二条第三項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

一 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る法第五条第一項から第三項までの規定による認定の申請（以下「長期優良住宅建築等計画の認定の申請」という。）のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあっては長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（品確法第五条第一項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの、登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書の写しを添えたものにあっては長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

二 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあっては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（居住環境の維持及び向上への配慮）

第四条 法第六条第一項第三号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準は、次のとおりとする。

一 地区計画等の区域において、住宅が都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画に定められた建築物等に関する事項に適合すること。

二 景観計画の区域において、住宅が当該景観計画に定められた建築物に関する事項に適合すること。

三 住宅は、次に掲げる区域外又は地区外に建築すること。ただし、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業の施行地区内の除却が不要な住宅、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第六条第一項に規定する改良地区内の土地の利用に関する基本計画に適合する住宅、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十

八号）による市街地再開発事業の施行地区内の施設建築物である住宅その他の使用が長期にわたる住宅と知事が認める場合は、この限りでない。

イ 都市計画法第四条第四項に規定する促進区域

ロ 都市計画法第六項に規定する都市計画施設の区域

ハ 都市計画法第七項に規定する市街地開発事業の施行区域

ニ 都市計画法第四条第八項に規定する市街地開発事業等予定区域

ホ 住宅地区改良法第八条第一項の告示があつた日後における同法第二条第三項に規定する改良地区

（手数料の免除）

第五条 知事は、手数料条例第四条の規定により、省令第七条第一号及び第二号に掲げる予定時期の変更で、その期間が六月を超えるものの法第六条第一項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請を法第八条第一項の規定により行う場合であつて、他に変更のないものにおける手数料条例別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項に規定する長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料を免除する。

（構造計算適合性判定対象建築物の用途）

第六条 手数料条例別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項に規定する長期優良住宅建築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料に係る同項第四欄二一に規定する規則で定める用途は、市場、畜舎、たい肥舎及び自転車駐車場とする。

2 手数料条例別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。

以下この項において「法」という。）の項に規定する長期優良住宅建築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料に係る同項第四欄二八に規定する規則で定める用途は、銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、旅館、放送局、診療所、演芸場、展示場、神社、寺院、教会、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設とする。

3 手数料条例別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。

以下この項において「法」という。）の項に規定する長期優良住宅建築等計画の建築基準関係規定適合審査手数料に係る同項第四欄二一に規定する規則で定める用途は、同欄二一に規定する工場等及び同欄二八に規定するホテル等のいずれにも該当しないものとする。

附 則

この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。